

2018年10月

お客さま各位

株式会社名古屋銀行

### 「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は名古屋銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行では、全銀システム稼働時間の拡大(24時間365日稼働化)に伴い、当座勘定規定を以下のとおり改定させていただきますのでお知らせいたします。

#### 1. 改定日

2018年10月9日(火)

#### 2. 改定内容

○当座勘定規定(一般用)、および当座勘定規定〔個人当座(パーソナルチェック用)〕

第9条(支払の範囲)

改定前	改定後
① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。	① (変更なし)
② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	② (変更なし)
③ (新設)	③ 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。

○当座勘定規定〔専用約束手形口(マル専)〕

第10条(支払の範囲)

改定前	改定後
① 呈示された手形が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。	① (変更なし)
② 手形が金額の一部支払はしません。	② (変更なし)
③ (新設)	③ 呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。